

## 松江地裁委員会（第33回）議事概要

### 第1 日時

平成28年7月21日（木）午後1時30分から午後4時まで

### 第2 場所

松江地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）石井幸美，絲原康夫，大野 洋，繁浪 均，陶山裕史，  
野津富士男，原田美穂子，每熊浩一，増田耕兒，吉浪正洋  
（五十音順敬称略）

（説明者）大和裁判官

（事務担当者）吉田事務局長，瀧本民事首席書記官，内藤刑事首席書記官，  
埤田事務局次長，金川民事訟廷管理官，寺島主任書記官，  
草野総務課長，武田庶務係長

### 第4 テーマ

配偶者暴力等に関する保護命令手続について

### 第5 議事

- 1 配偶者暴力等に関する保護命令手続の説明（DVD視聴含む。）
- 2 模擬審尋
- 3 意見交換  
別紙のとおり
- 4 次回委員会のテーマ  
未定
- 5 次回開催日時  
平成29年2月2日（木）午後1時30分

(別紙)

**A委員:**被害を受けている方は、どこに相談すればよいのかが、わからないのではないかと思われる。

**説明者:**警察及び女性相談センターが、被害者の相談に乗るための体制づくりを試みているのだと思う。また、医療機関等でも、DV被害がうかがわれる方に連絡カードを配布するなどして女性相談センターへの相談につなげるという取り組みがなされていると聞いている。

**B委員:**女性相談センターは、島根県内に何か所あるのか。

**事務担当者:**松江市内に1か所あるほか、あすてらすと呼ばれる西部分室が1か所ある。

**C委員:**近隣住民等からの通報を受けて現場に臨場する警察官は、適切に対応し、被害者を保護することができるよう訓練されているのか。通報を受けたにもかかわらず、真相が把握できず、被害者が泣き寝入りしているケースも多いのではないか。

**D委員:**このような事案は、水面下で起きていて、これが非常に深刻な事態に発展し、後に取り返しのつかないことになる恐れもあるため、十年前の感覚であれば家族間のトラブルということで民事不介入となっていた事案についても、迅速な対応がなされ、強制捜査の手続も以前より幅広く行われているのが実情だと思う。

**委員長:** DVの被害者は、自分の被害を直に訴えることが難しい心理状態に陥っていることが多い反面、加害者側は、理路整然と自分の立場を主張する傾向もあり、裁判を運営している我々も、事実関係を見誤ることのないよう、被害者の心理を勉強し、捜査機関や相談を受ける機関とともにスキルアップしていかなければならないと考えている。

**C委員:**申立人と相手方の言い分に食い違いがある場合、裁判所は、どのように審理し、何に基づいて判断しているのか。

**説明者:** 診断書や写真などの暴力を裏付ける証拠が申立人から提出されていれば、判断材料の一つとなるが、そのような証拠があっても相手方が暴力の事実を否定する場合は、証拠に現れたけがについて、相手方が経緯などをどのように説明するのか聴き取り、その説明ぶりに不自然な点がないか等を踏まえて、暴力が認定できるか判断をしていくことになる。

診断書や写真のような証拠がないケースでは、それぞれの言い分を詳しく目に聴き取り、どちらが信用できるかというところでの判断になると思われる。

ただ、このような判断は、保護命令手続特有のものではなく、他の民事事件や刑事事件でも直面する判断である。

**E委員:** 相手方が保護命令の禁止事項に違反した場合、被害者が相談する先は、やはり警察ということになるのか。

それと、加害者の教育というか、更生に向けた仕組みの必要性を感じる。

**説明者:** 裁判所が保護命令を発令した後、その命令に対する違反の取締りは警察が担うことから、相談先は警察ということになる。次に、加害者側の教育に関して、裁判所では、保護命令発令の際、加害者に対し、その禁止事項及び禁止事項に違反した場合の罰則についての説明は行っている。ただ、各当事者から見て公平・中立であるべき裁判所の立場や、教育に係る法律上の根拠がないことなどを踏まえ、教育というところまでは行っていない。

**F委員:** 接近禁止期間は、6か月間ということであるが、6か月間が過ぎたら、もう接近してもよいという意味なのか、6か月の間に何か次の動きがあるということでも6か月になっているのか。

**説明者:** 接見禁止の期間は、法律上6か月と定められているところ、6か月の間に再度の暴力がない場合でも、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認められる状況が鎮まっていなかったときには、再度の申立てをすることができる。

その6か月の間に、新たな暴力があった場合には、その暴力を理由として新

たな保護命令を申し立てることもできる。

**D委員:**保護命令手続は、DV事案に対応する様々な手段のうちの一つという位置付けになると思う。刑事事件という観点では、けがをしていけば傷害罪になり、その傷害罪について刑罰を求めるのが相当な事案かどうかを警察及び検察で判断をして、その上で起訴するのが相当な事案であれば、検察官が起訴することになる。判断に当たっては、加害者と疑われている方の言い分も考慮して、暴行や傷害の事実の有無だけではなく、それがどのようないきさつで発生したのかについてもできる限り捜査をして、この出来事にふさわしい刑事手続としての対応を考えていくことになると思われる。

DV事案の加害者に対する効果的な再犯防止策については、警察、検察及び裁判所だけではなく、広く社会全般で考えていこうという機運があり、例えばDVを繰り返すような人には、もしかしたら脳に疾患があるのではないかという医学的な見地からの検討も出てきている。

**G委員:**高校生が必ず受けることになっている性教育の授業において、DVは犯罪であるということを男子にも女子にも聞いてもらえば効果があるのではないか。

DV被害者は、世間体など様々な事情が絡み、結局自分さえ我慢すればよいという考えになってしまうこともあり、被害に遭ってからでは、冷静に判断することは難しいと思われるので、被害に遭う前の段階で、DV被害を受けたときには相談先があるということを知ってもらう必要があるのではないか。

**H委員:**保護命令が出されて、実際に問題は解決しているのか。

**説明者:**保護命令発令後、加害者が命令を守っているのか、あるいは被害者がどのような生活を送っているかなどについて、裁判所には、情報が入ってこないことから、発令後の具体的な効果について把握していない。

**H委員:**再度の申立ては、どの程度あるのか。

**事務担当者:**平成27年度に全国で428件の再度の申立てがあった。これは保護

命令の全申立件数の概ね15%程度の割合である。なお、松江地方裁判所管内では、平成27年度中、3件の再度の申立てがあった。

**委員長：**この保護命令手続のみで問題の全てを解決するというものではなく、保護命令によって、加害者と被害者を一時的に分断し、その期間内に支援やサポートをしていくということになるので、保護命令に効き目があるかどうかということは、後の支援のあり方によるところが大きいと思われる。

**D委員：**被害に遭った状況について説明することが難しい精神状態にある申立人もいると思われるが、そのような申立人から審尋期日で事情を聴く際に、申立人以外の者の同席を認めることはあるのか。

**説明者：**まず、申立人に代理人として弁護士が付いている場合は、弁護士が審尋に同席するのが一般的である。

次に、現に申立人をサポートしている女性相談センターの職員などについては、当然には同席を認めることにならない。ただし、同席が必要な事情を確認するなどした結果、裁判官が同席を認めることもあり得るとと思われる。

**委員長：**話しづらそうな申立人に対して、裁判官として、何か心掛けていることはあるのか。

**説明者：**話すこと自体が非常に困難な状況が見受けられる場合には、体調に問題がないか等を尋ねながら、必要があれば休憩をとるといったような配慮も心掛けている。また、質問の順序についても、いきなり暴力のことについて聴くのではなく、聴くタイミングについて配慮をしている。

話はできるけれども、整理して話すことが難しい場合には、できるだけ話がしやすいような形の質問をするというような配慮もあると考えている。

**B委員：**女性相談センターの存在を周知することが重要だと思われる。子どもの電話相談を受けている機関では、子どもに名刺サイズのカードを配布しており、実際に、その存在の周知に役立っている。そのようなツールに、行政とか民間の機関だけではなく、裁判所の手続もあるということが盛り込まれていれば、

信用性が増すのではないかと思う。

また、相談先等で、どのような対応を受けるのか不安に感じている方もいると思うので、本日の模擬審尋のように、保護命令の申立てをした後、審尋がどのように行われているのかを知ってもらえる機会があれば良いと思った。

**I委員:**一般論で申し上げますと、家庭内の出来事に関する刑事裁判は多くなってきていると思われる。それは、今までなら民事不介入として刑事裁判にまで至らなかった事案が、刑事裁判として取り扱われているということだと思う。

しかし、配偶者からのDVでは、証拠が残っていないなどの理由で、警察が立件できないケースもあると思われる。そうした状況下で、被害者は行政等の支援を受けながら、保護命令を必要とする場合に裁判所の手続を利用し、発令された保護命令が守られなければ警察が介入することができる状態にスライドさせるという役割を裁判所は担っているのだと思う。

先ほど、裁判所が関わることで信用が増すという好意的な意見をいただいたところであるが、女性相談センターに相談に行っても、保護命令までは申し立てないというケースは多いらしく、そこには、裁判所は敷居が高いとか、裁判所に行ってしまうと大ごとになってしまうというイメージの問題もあるのではないかと思う。その点について、御意見があれば、御教示願いたい。

**C委員:**松江で保護命令の申立てが少ないのは、コミュニティがしっかりしていることが一つの理由だと思われる。逆に、コミュニティがしっかりしているがゆえに世間体であるとか、見られているという意識が非常に強いエリアだと言うこともできる。そういう地域の特性に応じた対応を考えていく必要があるのではないか。

**E委員:**特殊詐欺、架空請求の被害に遭った方は、警察に届け出るよう促されても、届け出をしない方も多く、その類型として次の3つのパターンがある。

1つ目は、家族や周りの人に自分が被害に遭ったことを知られたくない、2つ目は、もう警察へ届け出るだけの気力がない、3つ目は、だまされたのは自

分が悪いから勉強代だと思って警察には届け出ないというものである。

D V被害者も、本当に死を目前にするぐらいまでの状況に至らなければ、行動に移せないのが実情であると思われるので、気付いたら周りの人が声をかけて救出してあげるような仕組みが必要であると感じた。

**H委員:**小学校から高校の各段階で、以前に比べると人権教育が随分進んでおり、それに伴い、生徒一人一人の人権意識や感覚というのも以前に比べると随分進んでいる。今後は、裁判所の施設見学などの様々な機会を通じて、裁判所の敷居を低くしていく試みも必要ではないかと思う。

**委員長:**被害者に対する十分な配慮ができていような手続になってるかどうかというところについて、何か御意見がありますか。

**A委員:**D V被害者は、恐怖心で追い込まれ、人前で話すのも難しい精神状態となり、心療内科の診察などが必要なケースもあると思われるので、その辺をフォローしてあげないとうまくいかないのではないか。

**D委員:**裁判所の窓口では、申立書の記載方法等について、どのように説明しているのか。また、女性相談センターに相談していない方には、どのような対応をしているのか。

**事務担当者:**まず、記載方法等については、個室に御案内して、女性職員も同席の上、手続の流れ等を説明した説明書面を示しながら、一つ一つ丁寧に、ここはこう書くんですよと説明しながら一緒に作り上げていくイメージで説明している。

ただし、女性相談センターに相談した上で、裁判所に来庁されるケースが多く、その場合、同センターの援助のもとで作成された申立書等が持参されることになる。

女性相談センターに相談していない方には、女性相談センター又は警察において相談していることが手続を進める上で必要なこともあり、女性相談センターに相談されるよう案内している。

**G委員:** ストーカーや性犯罪の被害に遭った女性は、まず警察に相談に行くという感覚があると思う。DV被害についても、命の危険を感じたら、まず警察に行くのではないかと思う。そのときに警察から、裁判所に行けば保護命令という手続があるということが伝えられるのが自然だと思うので、関係機関の連携が重要ではないか。

**説明者:** 警察，女性相談センター，弁護士会及び裁判所で，連絡協議会を年に1回程度開催しており，関係機関の連携を図っている。

以上